

## 会 議 録

会議名 (付属機関等名)		川西市上下水道事業経営審議会 第2回部会	
事務局(担当課)		川西市上下水道局経営企画課	
開催日時		平成25年7月6日(土)午前10時~12時	
開催場所		川西市役所 7階 大会議室	
出席者	委員	井上 定子、木本 圭一、藤井 秀樹、宮本 幸平、	
	その他		
	事務局	上下水道事業管理者、上下水道局長、経営企画室長、下水道技術室長、下水道技術課長、水道技術室長、水道技術室参事、水道技術課長、給排水設備課長、経営企画課長、営業課長、経営企画課長補佐、同副主幹、下水道技術課長補佐、同副主幹、経営企画課事務員	
傍聴の可否		可	傍聴者数 なし
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第		1 開会 2 議事 1 基本理念、基本目標・施策別事業総括表などの見直しについて 2 下水道ビジョンの事業計画について 3 次回開催日時について 3 閉会	
会議結果		別紙審議経過のとおり	

## 審 議 経 過

(部会長) ご案内の時刻になりましたので、ただ今から川西市水道事業経営審議会第2回部会を開会いたします。

今日は、大変お忙しい中にもかかわらず、ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

当部会については、会議の傍聴を認めることとしておりますが、本日の傍聴人はおられるでしょうか。

(事務局) 部会長、現在傍聴人はおられません。

(部会長) わかりました。

(部会長) それでは、議事に入ります。

まずはじめに、議事(1)「基本理念、基本目標、施策別事業総括表などの見直しについて」を議題といたします。

本件につきましては、下水道ビジョンの根幹をなすものであり、第1回の部会で整理を求められていたものです。

それでは、「基本理念、基本目標、施策方針、具体的な施策」の見直しについて、事務局の説明を求めます。

(事務局) それでは、資料1の新旧体系図によりましてご説明いたします。

左側が旧体系図、右側が新体系図でありまして、色を塗っているところが見直し箇所です。第1回部会でいただいた意見等に基づきまして、事務局で体系図の見直し案を検討したものです。

まず、基本理念ですが、下水道の整備にあたっては、最低限「安全」といったものが確保されたうえで「快適」を求めるものであるといった意見を踏まえて、「快適」と「安全」の文字を逆転させ、「安全で快適な暮らしを支えるために」としようとするものです。

また、施策方針の1ですが、旧体系では「計画的な改築更新と災害対策」としていましたが、具体的な施策では、緊急時の対応のみの項目を列記しているものと感じられることから、右側の新体系では、施策方針の1で「計画的な改築更新」、3で「災害対策」に区別し、なおかつ左側、旧体系の基本目標の「快適な暮らしの実現」の施策方針「2.維持管理」を、右側の新体系では、基本目標の「安全で安心な暮らしの実現」に移動させることにより、施策方針「1.計画的な改築更新」、「2.維持管理」として平時の対応とし、その具体的な施策を「施設の改築更新・耐震化」、「施設の調査・診断及び点検の実施」としようとするものです。そして、施策方針「3.災害対策」で緊急時に向けた対応としようとするものです。

次に、基本目標「快適な暮らしの実現」の施策方針について、旧体系の「普及促進」を、新体系ではよりわかりやすく「4.水洗化の促進」とするとともに、具体的な施策の1つを「水質保全」としようとするものです。

最後の基本目標「運営基盤の強化」では、新体系の「5.経営の健全化」の具体的な施策に、広域的な汚水処理を行うことにより経営の健全化に寄与すると考えるものとして、「流域下水道事業の共同運営」を追加しようとするものです。

(部会長) 説明は終わりました。ただ今の説明に対してご質問、ご意見等はありませんか。

この新体系は、今後、作成していくビジョンの骨格になるもので、前回ご意見をいただいて、施策方針、施

策というところで再体系化いただいたものです。

(委員) 「4.水洗化の促進」の具体的な施策「水質保全」ですが、いわゆるバキュームカーのところを水洗化ということであれば、水質とちょっと違うかなと思いますが、水質保全という項目は水洗化の促進なのか、計画的な改築更新なのか、あるいは維持管理なのかということはどうですか。

(事務局) 水洗化の促進という形で、川西の場合は98%ぐらいが水洗化できており、2、3%が水洗化されていないというところです。

未水洗化は河川への影響を及ぼすことから、水質を良くするためには、水洗化をいち早く進めたいというところがあり、ツリーの中へ入れています。

(委員) それに関連して、逆に“水質保全”の項目が方針で、“水洗化の促進”という項目が具体的な施策のようにイメージするがどうでしょうか。

(事務局) 今、委員の方から言われたように、水質保全が施策的に反対になっているということを私も今思っているところです。

(部会長) これは意見としていただき、先で再検討ということにしましょうか。今この時点でひっくり返すことはせずに、中味の審議をしながら頭へとどめておくということです。

(委員) 体系はビジョンの基本をなすものであるが、この体系をどう活用するかということ考えた時に、おそらく2つぐらいはあるだろうと思います。

1つは、下水道局の今後の政策目標だとか事業計画の基になるものという性格があると思います。あともう1つは、市民向けの説明、今後こういふことをしていくという広報的な要素があります。

難しいと思うのは、それを1つの体系にまとめることだと思う。具体的な施策を伺うと、耐震化と施設の改築更新が表裏の関係にあるわけです。だから、新体系だと、施策方針「1.計画的な改築更新」を受けて具体的な施策が、「施設の改築更新・耐震化」ということになります。似たような事象が並んでいると思います。ところが、内部の実情に詳しくない市民の方から見ると、わかりにくのではないかと思います。

例えば、基本目標の一番大切なところは「安全で安心な暮らしの実現」というところです。ミニマムの政策目標であると思うが、具体的な施策の「耐震化」が上がっています。しかし、他方では、「3.災害対策」というのがあって、「緊急時の体制整備」とか「浸水対策の推進」とあります。地震というのも災害だと思うし、緊急時の対策を構築しておかないといけないわけです。

局の側からすると、少し系列の違う取り組みになるということを前回伺い、理解したつもりですが、それを市民向けにわかりやすく見せるというところに工夫がいると思います。それに比べて“快適な暮らし”のところと“運営基盤”のところは比較的すっきりしているという思いがします。

もう1点気になるのは、「水洗化の促進」とくっってしまうと、未水洗化が2%ぐらいですが、その2%ぐらいの取り組みを独立させて施策方針とするのは、ウェートのかけ方としてどうなのかという気がします。

(部会長) 体系化で施策方針を再考察して、“安心で安全”というグループと、“快適”というグループで整理さ

れと思いますが、例えば「水洗化」だと、あと 2%の政策が“快適な暮らし”の施策方針になっているとか、耐震化というキーワードが災害対策という大きなところとは別のところになってしまうとか、その辺りを再考察する必要があると思います。

事業をやっている方はわかっているので、説明を省略してもお互いに意思疎通できる場所がありますが、初めてご覧になる方にもわかりやすくというのはビジョンの 1 つの目的だと思います。

今のこの時点で再考察は無理ですから、審議会では、今後変更される可能性もあるとして、市民の方からも意見をいただきながら再構築することとします。

(事務局) 基本目標の“快適な暮らし”という意味合いから見て、何が快適かと言うと、水洗化されて排水も川へ流れないということがあります。また、議会でも水洗化をいつ 100%にするのかということがたびたび出ますが、私道の対策がぜんぜん進んでいないというのが現状でございます。

ツリーで基本目標というものを主におけば、言葉としては水洗化の促進になるという思いでツリーを検討したものです。

大きく考えると、水質保全があって、それを実現させる施策として水洗化があると思いますので、本日のご意見をふまえてもう一度検討します。

それと耐震化の話ですが、施設を改築更新する時には耐震化を考えながらやっていきます。ただご指摘のように、災害の中に耐震化も含まれますから、この分離というのも工夫が必要だと思いますので、もう一度整理をさせていただきたい。

(部会長) この体系表についてのご意見、ご質問はよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

(部会長) 続きまして、「基本目標・施策別事業計画」の見直しについて、事務局より説明を求めます。

(事務局) それでは、先ほどの資料 1 の見直しに基づいて、施策別事業計画も見直しましたので説明いたします。

まず、資料 2 - 1 をお開き下さい。この資料は基本目標の施策別事業の総括表です。資料 1 の見直しに伴い変更したもので、また、前回の部会で指摘いただきました、3 条・4 条の用語解説を下段に入れています。

次に、資料 2 - 2 でございますが、この資料も資料 1 の見直しにより工事等の欄を再度見直したものです。この見直しにより、資料 3 は、工事等の欄の上から順に事業説明文を入れています。また、ポンプ場の関係は、お手元にパンフレットを用意しています。また、資料 3 の中に写真も添付していますのでご覧ください。

それでは、資料 2 - 2 で前回の部会資料と変更となった工事等について、私の方から簡単に説明いたします。

前回の部会で説明した具体的な施策で、の「施設の改築更新・耐震化」では、一番下の段で汚水蓋老朽化対策事業を新たに入れていきます。前回の部会資料では「維持管理」としていました。

この事業は、主に開発地や交通量の多い箇所のマンホール蓋を設置年度別や、危険度の高い順位で抽出して、蓋の老朽化による事故等を未然に防止する目的で、国の補助を活用し、事業を展開する計画です。この事業は、資料 3 の 7 ページに計画を掲載しています。

なお、この事業は、ガスや水道、道路舗装等の工事の時に、随意、緊急的に蓋替えするケースもありますので、維持管理にも事業計画を入れていきます。両方でまかなうというような事業です。

次に、前回の部会で緊急時の体制整備を説明しましたが、資料1の変更により災害対策とし、資料3の14ページに掲載しています。この掲載は、前回と変わっておりません。ページ数が若干変わったということです。

また、震災時の仮設トイレの件について前回質問がありました。マンホール型の仮設トイレについては、市の方では保有していません。現在は、簡易型トイレを市の部局の方で15台保有しており、25年度で新たに6台購入すると聞いています。今後は、市長部局との協議を行い、避難所等のライフラインの強化を早急に検討していきたいと考えています。

次に、浸水対策の推進でございますが、第1回目の部会で雨水管渠築造工事に中央北地区整備の雨水が別に入っていました。今回、この事業は雨水整備の中で、合算して事業費としています。資料3の18ページに追加で入れています。また、ゲート保守工事や水路保守工事等を浸水対策から維持管理の施策に変更しています。

また、猪名川流域下水道の運営に係わる事業として、水質検査委託を新たに維持管理へ入れ、また、前回の資料で、マッピングシステム保守を6の「市民との協働」に入れていましたが、維持管理に関わるものということで「維持管理」へ変更しています。

施策方針として前回、「普及促進」とありましたが、「水洗化の促進」に変わったことによりまして、猪名川流域下水道の負担費を「経営の健全化」へ変更し、汚水事業に関するものを資料2-2、啓発にかかわることを資料3で掲載しています。

次に、市民アンケート結果によって、今後の下水道事業で力を入れる事の一番として、情報提供であったことから、現在行っております上下水道事業の広報活動や今後取り組む情報提供を、新たに工事等の欄の一番下の部分に入れています。

簡単ですが、以上が前回の部会より大きく変更となったところです。

この後の事業計画で、「維持管理」を議題としていますので、その中で詳細に事業説明をしますが、第1回目の部会での説明と重複する部分もあると思いますので、よろしくご審査賜りますようお願いいたします。

(部会長) 説明は終わりました。ただ今の説明に対してご質問、ご意見等はございますか。

“維持管理”のところで、雨水と汚水が混在していますが、雨水処理と汚水処理は区別して考えておく必要があると思います。

何か、ご意見等はございますでしょうか。

(委員) 確認ですが、資料3の7ページでは4条に基づく「蓋替え」、8ページでは維持補修で3条による「蓋替え」です。ここは4条と3条の区別ができるのですか。

(事務局) 汚水の蓋の取り換えを4条でやっていきたい。雨水に関しましては、管理上、たくさんの蓋がありません。そこで、他の事業をやった時に、3条の方で合わせて随時実施していくということです。しかし、汚水に緊急対応が必要であれば、3条で対応しないといけない場合もあります。

市民から見ると、汚水蓋も雨水蓋も変わりはないのに、片方が投資で片方が維持だというのは理解しにくいだろうなと思います。

(委員) 維持管理が「安全で安心な暮らしの実現」にあって、その後の「快適な暮らしの実現」にはないですが、それで問題ないのでしょうか。

例えば維持管理の中で水質検査という言葉がありますが、快適な暮らしの水質保全にも関連性があるように思います。快適な暮らしの実現の中にも維持管理費というのがあってもおかしくないと思いますがいかがですか。

(事務局) 水質検査委託ですが、その目的といたしましては、下水道施設の機能を守るための水質検査ということですから、維持管理の方に入れたということです。

(委員) 3つのカテゴリーを基本目標にくくっています。これらの数字を見ると、トータルの事業費が74億円です。その内の37億円、34億円という形が、安全・安心と経営基盤の強化に配分されています。快適のカテゴリーは1つ桁が違って、2億4,000万円です。快適という項目を立てるのは、市民向けのアピールとして重要なことだと思いますが、金額の配分の実態からすると快適というのが独立のカテゴリーとして成り立っているのかと思います。

安全・安心と快適は、かぶっている部分が非常に多いわけです。局の事情からすると、これは安全、これは快適と、分けられるのですが、外から見るとわかりにくくて、金額もアンバランスでわかりにくい。運営基盤のところはわかります。今結論を出すということではないですが、安全・安心と快適の考え方の整理が必要です。

(事務局) 当然快適な暮らしの実現の中には雨水分の維持管理というのが入り込むはずですから、事業配分、事業計画をここの維持管理でも汚水と雨水と一緒に入っていますので、分離をする中で快適の方にも維持管理があるというような組み立ての方がわかりやすいように思います。

(部会長) 先ほどの事務局の水質検査委託の説明でも難しいと思います。水質検査をして、快適にするためにする部分もないことはないでしょうけど、下水が流れるという管理だという確認だということになると、ここでしょうね。無理に、快適の方に移さないといけないということはないのですが、再検討してください。

(委員) 施策として独立させるので、その考え方を市民の方からわかるように整理する必要があります。

資料2-2を見ても、基本目標「快適な暮らしの実現」へ向けて施策方針「水洗化の促進」と据えていますけれども、水質保全とか環境保全というように、広く施策方針を据えた方がいいのではないかという気がします。

例えば、資料2-2の2枚目の「快適な暮らしの実現」の施策方針の工事等のところですけども、汚水管渠の築造工事は水洗化の促進に直接関連するところだと思います。しかし、特定環境保全公共下水道というのは、水質保全のニュアンスになっていると思います。必ずしも、水洗化を促進するというのではないみたいな印象を受けます。

(事務局) 事業としては同じものです。ただ、予算の関係で、調整区域の場所をやる時は環境保全公共下水道でやりなさいという指針があります。

項目を1つにできますが、工事等が3つしかないものでそれをまとめるのもどうかと思いました。

(委員) 快適のところにも改良があって維持管理があるわけです。そういう形にした方が市民にとってはわかりやすい。安全はこういう維持と改築、快適にも同じようにあると。そうすると全然違うものというふうに意識されるかもしれない。

(委員) 素朴な理解としては、安全・安心というのは前提条件で、それにプラスアルファして、さらにいいものというのが快適になると思います。逆に言うと安全・安心のない快適というものはないわけです。安全・安心が満たされて、さらに快適というのがあるというのが、市民の皆さんには理解しやすいと思います。

(部会長) 今のご意見等を踏まえて、再検討をお願いします。検討の上で、その結果としてやはりこうだということであれば、それはそれでわかりやすい形で表現いただけるとと思います。

(事務局) 実施していこうとする計画の内容は、こういう形の事業計画がありますので、これをいかに組み替えるかというところで、ツリーをさわっていくという部分になると思いますので検討させてください。

(部会長) 今のところで、他にご意見、ご質問等ありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

(部会長) 続きまして、議事(2)「下水道ビジョンの事業計画について」を議題といたします。

それではまず初めに、「施策方針2.維持管理の 施設の調査・診断及び点検の実施」について事務局の説明を求めます。

(事務局) 資料3の8ページをご覧ください。

施設の調査・診断及び点検の実施で、下水道は、健全な都市機能を維持するうえで休むことのできない施設です。下水道施設は適正な維持管理をするものの、年数の経過とともに施設能力が相対的に低下し、また劣化などにより様々な支障が生じ始めるため、機能保全のために定期的な点検や調査を実施するとともに、常に先を見越した計画的、段階的な改築・修繕を推進し、快適な暮らしの実現をめざします。

雨水ポンプ場の点検及び維持管理では、雨水ポンプ場の老朽化や劣化は浸水被害をおこす恐れがあります。定期的に点検や調査を実施し、施設状態を的確に把握します。

雨水ポンプ場の施設概要ですが、前川雨水ポンプ場、建設年は昭和49年～昭和61年(1974～1986)、ポンプ動力は船舶用ディーゼルエンジン(220～525Ps)、自家発100Kw(125KVA)、排水量780 m<sup>3</sup>/分(300 m<sup>3</sup>のプール2.5杯分)、処理面積83.05haです。

加茂雨水ポンプ場は、建設年が昭和56年～昭和60年(1981～1985)、ポンプ動力は船舶用ディーゼルエンジン(260～450Ps)、自家発120Kw(150KVA)、排水量780 m<sup>3</sup>/分(300 m<sup>3</sup>のプール2.5杯分)、処理面積93.4haです。

東多田雨水ポンプ場は、建設年が昭和50年(1975)/平成18(2006)更新、ポンプ動力450 3.4m 22Kw ×2台、自家発60Kw(75KVA)、排水量26.5 m<sup>3</sup>/分(お風呂17杯分)です。

矢問3丁目雨水ポンプ場は、建設年が平成13年(2001)、ポンプ動力11Kw×2台、自家発44Kw(55KVA)、排水量13m<sup>3</sup>/分(お風呂8杯分)です。

雨水人孔蓋の老朽化対策事業では、雨水人孔蓋も順次取替する必要があります。毎年、100箇所の取替を計画します。下の写真の左が取替する前のコンクリート製の蓋です。それを取り替えたのが右の人口蓋です。

続きまして9ページをお開きください。

管路施設のテレビカメラ調査の実施では、目視点検により、異常が確認された場合カメラ調査により本管内部を確認します。その結果、浚渫が必要な時は浚渫を実施します。下の写真がテレビカメラを本管の中に入れたときの写真です。

汚水ポンプ場の点検及び維持管理では、汚水中継ポンプ場は市内に水明台と満願寺に設置しています。老朽化・劣化による送水不良で汚水が溢水した場合、環境悪化など日常生活に重大な影響を与える恐れがあります。適正に稼働するよう維持管理に努めています。

汚水マンホールポンプの維持管理では、汚水マンホールポンプは市内に70箇所以上設置しています。汚水ポンプ場と同様に稼働するよう維持管理に努めています。下の写真はその状況写真です。

10ページでは、前回の部会で、この項目は上がっていたのですが、追加資料として添付させていただきました。

雨水ゲート保守工事では、老朽化し動作不良になった雨水ゲートについて、随時保守工事を実施します。下の写真は昨年、修繕した多田2号ゲートの写真です。

12ページですが、これは前回ご説明しましたが、詳細な写真等を添付しています。前回の写真に加え、土砂掘削、土砂積込の写真をつけております。

13ページ、保守管理業務委託の流量計保守点検業務は、公共下水道から、流域下水道へ流入する水量を調査し、兵庫県流域下水道接続要綱第16条(流域下水道へ流入する下水の水質及び水量等の報告)に基づき、接続箇所3地点(平野3丁目、多田桜木2丁目、下加茂1丁目)の水量を流域下水道管理者に報告を毎月行っています。

水質検査委託では、公共下水道から流域下水道へ流入する下水の水質は流域下水道施設の機能を妨げ、または施設を損傷するおそれのないように、下水道法第12条12(水質の測定義務)及び兵庫県流域下水道接続要綱16条(流域下水道へ流入する下水の水質及び水量等の報告)に基づき流域下水道管理者に報告義務があります。

下の表をご覧ください。

流域接続点19か所、採水76回、伊丹市への流入区域2か所、採水8回、工場排水9か所、採水9回、病院5か所、採水5回、し尿中継処理施設2か所、採水24回、合計37か所、122回の採水です。

マッピングシステムによる下水道施設の管理では、下水道台帳については、下水道法において備え付けが義務付けられており、平成22年度よりマッピングシステムの構築を随時進めてきました。平成25年度秋より稼働の予定です。

今後は、下水道台帳図や施設属性情報をマッピングシステムで一元管理することにより、公共下水道整備計画や施設の維持管理体制の強化、また今後の重点施策となる施設の更新計画・不明水対策・地震や水害の災害対策等に重要な役割を果たすための高度化を図ることができます。

また、上水道管路情報管理システムと統合することができ、窓口対応・データ更新・情報閲覧・現場対応などを実施したうえで、上下水道統合マッピングシステムとして業務の高度化を図ることもできます。



マッピングシステムの稼働により、市民サービス対応の迅速化・適正化・窓口業務の効率化・施設管理業務の効率化・コスト縮減、個人情報管理の強化、管路の更新計画立案などの事業効率化を進めていきます。

マッピングシステム保守では、マッピングシステムを適正に維持管理するため、データ更新は随時行い、システムの保守管理も進めていきます。

14 ページ、15 ページは前回の部会でご説明させていただいた内容です。

(部会長) ありがとうございます。説明は終わりました。ただ今の説明に対してご質問、ご意見等はございませんか。

保守管理業務委託で、雨水ポンプ場夜間委託というのは予算で約 1 億 3,000 万円があがっていますが、説明資料はないようです。どういう業務内容ですか。

(事務局) ポンプ場の保守につきましては、365 日保守をしていく。我々職員は月曜から金曜までの職務で、夜間、土日は業者に委託しています。そういう施設の下水道についての経験年数等の資格の所有ということで、その資格を持っている業者に随意契約し、ポンプ場の計器類とポンプの作動等の保守をしています。

主には雨が降った時に機械がどういう形で動いているかということを手動で動いている計器類をみている。それと、水を川へ放流しますので安全確認等を毎日やっています。

(委員) 人件費ですね。1 億 3 千万円から 4 千万円と結構な金額が配分されていますが、夜間委託は何時から何時ですか。

(事務局) 我々の業務が 5 時半までですので、後を引き継ぎまして、翌日の 9 時までです。

現場で何かおこりましたら即応すべく対応しています。前川、加茂それぞれ待機してまして、マンホールポンプを含めて前川ポンプ場に張り付いている職員が対応するということです。

また、9 ページの写真をみていただきまして、テレビカメラ調査実施というのは、これは調査ではなくて、緊急にその業者がバキュームカーとかを持ってきてその晩に下水のつまりを直してくれたということもこの中に入っています。

雨が降る時もあるし、勾配のついているところは、汚水のマンホールポンプで上げて本管に流す。それが詰まったときは業者が行って、対応してくれる。1 時間以内に絶対そこについて作業をするという制約もありますので、365 日我々のバックアップをしてくれています。

(委員) 委託は非常に専門性を要する職種だろうと思います。委託先はどうやって選抜されているかということが、しばしば問題になります。特定の業者に決め打ちで委託して、閉鎖的になっていたりすると、市の取り組みとしては問題がありまじょうし、委託の料金の相場もあると思います。無駄に高ければ市民の税金を使っていますのでまた別の問題が生じてこようと思いますが、その辺はいかがですか。

(事務局) マンホールポンプ保守点検業務及び修繕につきましては 5 年くらい前から競争入札を行っています。夜間保守管理業務委託につきましては、特定の業者です。これは、夜間となりますと、急に出動していただくケースもありますし、特定の機材とか持ち合わせていないなど対応ができないということからです。

監査でも1社随契についてはこれまでも指摘されています。それを受けて、マンホールポンプ、過去は随契やったんですが、入札をするように変えています。

(委員) 13 ページのマッピングシステムがよくわからないんです。こんなものかなというイメージはあるんですが、具体的にどういうもので、どういう役割をしているのかわからないのですが。

(事務局) マッピングシステムにつきましては、水道の方に従来からありまして、その役割は開発業者や市民に画面上ですぐ見えるような形になっておりまして、その中身としまして、例えば水道管がどの位置に入っている、いつ敷設された、各家の引き込みの位置とか、そういう情報を画面で即見えるという形です。

今までは、下水に関しましては紙ベースの台帳がありまして、水道のマッピングシステムに合わせた形で下水の方も作っていくという内容です。下水に関しましては、水道と同じように本管の位置、マンホールの位置、本管につきましては敷設された年数、取付管につきましてはどの位置に引き込んでいるかという情報を画面上で提供するものです。

(委員) 地下の設備をデータベース化したものということですね。それが単にここにあるということだけではなくて、正常に機能しているかどうかということもチェックできるというものでしょうか。

(事務局) 機能については、現地で確認するというのが我々の仕事であり、データ化されたものを市民サービスとして提供するというのが第一です。

大都市では光ファイバーを下水管の中に入れてそれでデータ収集、污水管の中がちゃんと流れているか、流量がいくらほど出ているかという収集をしているんですが、かなり費用がかかりますので、川西の場合はそこまでいっていないというところなんです。

マッピング情報は、水道は平成7年から作動してありまして、使用の歴史は水道局の方が実績としては持っています。台帳といいますのは、水道事業であれ、下水事業であれ、法の中に台帳管理の義務化条項があります。それを受けて、従前はすべて紙の竣工図でありますとか、竣工図を束ねた2500分の1の白図に、この道路に水道管が配置されたとか、下水管が配置されたとかいう情報を転記していたものを、電子化して一元化したものがマッピングシステムというふうになっていて、和名でいいますと管路情報管理システムです。だから、管路の状態の現状を分析するものではありません。

水道管であれば、管理されている水道管の性能の劣化を推測して水の流れを当初の新設と比べてどの程度の流量損失が高くなっているか、下水であればそういう計算システムがまだ導入されていませんけども、流域が降雨強度何ミリの場合集まってくる面積から想定したらこのくらいの水量が雨水幹線に流入するであろうというシミュレーションができる機能を付加できるもので、現地情報をもっともって拾得すればさまざまなシミュレーションであるとか、現状情報が管理できるシステムであります。しかし、媒体をどうするか、非常に高価なもので、現状水道局も下水もペーパー情報を台帳化して、水道は管路情報の劣化状況をシミュレーションできるシステムをもっています。

(部会長) 予算ですが、システムはもう構築されて25年に稼働しているから、システムを構築するのは支出済みですね。上がっている予算というのは、暫時何か起きたときに入力するという予算ですか。新たに発展的なことは含まれていないし、管の状態がどうだというシミュレーション的な予算は入っていない。毎年毎年

紙ベースでいうと新たな構築の分の入力システムの保守作業の予算ということですか。

(事務局) 水道局のシステムが、オペレータを配置しまして、毎日リフレッシュする体制をとっていますので、現在、下水ができたところですので、どうするのか今後の話になるんですが、一応同じ体制でやっていきたい。

それから、システムの更新というのは、パソコン化しましたために、だいたいパソコンの寿命が5年から7年動かしているOSの関係で、そこがリフレッシュされますと、当然機能維持が難しくなるというので、今のところ7年を目標に新しいシステムで置き換えていくという一時投資が7年くらいのサイクルで発生しています。その中で、必要な機能につきまして、できるものは網羅していくということで対応していきます。

(部会長) 今回の計画では、発展的なシステム構築は基本的には入れないですね。

(委員) ソフトウェアの改良は資本的支出ですか。この場合、4条での対応にはならないのでしょうか。

(事務局) 資本的収支と収益的収支と会計処理上の差、これは水道にもありますが、水道の場合、補助などの関係がなかったのので、経常的にかかる費用というものはほとんど3条で対応しています。

下水の方は、雨水が国費の補助があるとか、市からの繰り入れ基準がありまして、それに対してどう対応するのは経常経費で3条と4条分けてあるので、プログラム構築を更新するにあたっては、雨水の繰入金は4条で対応しないとだめではないかというふうには思っています。

(事務局) もう一つ、マッピングシステムを利用させていただきまして、今後の管渠の更新、いわゆる長寿命化というのを今後していくと、というのがこのマッピングにより委託するうえで十分役立つということです。

(委員) 委託業務のところは、かなり金額が高いですが、資料3では3行のみの記述で、他の工事等と比べると記述量が少ない印象があります。

2点目は、資料2-2で「雨水ゲート保守工事」の次の項目は「水路保守工事(スクリーン、調整池、水路等)」と区分されながら、資料3では「スクリーン」、「調整池」と続きます。資料2-2の区分と資料3を対応させた方が良く考えます。

(部会長) それのご意見として、要検討ご対応お願いいたします。

ほかにはご意見ご質問ございますか。

(「なし」の声あり)

(部会長) それでは続きまして、「4.水洗化の促進の 施設整備の推進」について事務局のご説明をお願いします。

(事務局) それでは、21ページをお開きください。

4.水洗化の促進の具体的な施策方針、施設整備の推進です。中央北地区など汚水管渠の整備を推進します。中央北地区の街区整備にかかる汚水管渠、新名神高速道路に伴う県道川西インター線の整備

にあわせた污水管渠などの公共下水道整備を進めていきます。また、特定環境保全公共下水道(黒川、国崎、若宮地区)の整備も進めていきます。下の写真が、県道インター線に伴います污水管渠の工事の写真です。

家屋の老朽化・経済的困難や物理的に接続困難などを理由に、未だに供用開始区域内での未接続世帯が存在します。

水洗化促進のため、粘り強く未接続世帯を訪問し啓発します。未接続宅を粘り強く訪問し、「川西市水洗便所等改造資金助成条例」に基づく共同私設下水道新設資金の補助の制度を更にアピールして共同下水道の整備を促すことにより、生活環境改善及び供用水域の水質保全に寄与していきます。

補助金ですが、共同私設下水道工事をする方に、工事費を補助します。工事採択条件は、私道に面している2戸以上が共同で私道または私有地に下水道管を設ける場合、私道または私有地の所有者の同意があること、受益者負担金の滞納がないこと。補助額は、工事費の75%相当額

続きまして、P22の中央北地区特定土地区画整理事業の概要ですが、事業の名称:阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業、施工者:川西市、施工地区面積:約22.3ha、施工地区区域:川西市火打1丁目、中央町ほか、面積20,000㎡、事業目的:駅に近いポテンシャルを最大限に活かした計画的な土地利用を誘導するために、公共施設の整備改善並びに宅地利用の増進を図り、環境の良い、健全かつ良好な市街地の形成を目的とする。都市施設といたしましては、道路4路線、特殊街路、せせらぎ遊歩道南線、通路、せせらぎ遊歩道北線、公園として中央公園です。

次の23ページがこれの計画図を添付しております。ちなみに、中央北地区といいますが、以前地場産業の皮革工場の跡地です。

(部会長)ただ今の説明に対してご質問、ご意見等はありませんか。

(委員)水洗化の促進のために工事費を補助するということですが、補助のお金は予算書のどこに対応しているのですか。

(部会長)下水道予算なのか、それ以外の予算なのかというご質問だと思います。21ページの下、工事費の75%はこの予算から出るものなのかというご質問です。

(事務局)これは私道の助成になりまして、下水道事業は下水道事業なのですが、市の繰り入れとなります。工事としては、市がやっていきますが、後の25%は個人さんで出される費用でございますので、予算の中にはどこをどういう形でなっていくのかという費用が見えませんが載せておりません。

(委員)22ページの中央北地区の所ですが、この資料だけを見ますと、下水道とどう関係があるのかちょっとわかりづらい。そこだけ教えて頂けますか。

(事務局)23ページの計画図がございますが、基本的に増築は先ほど説明したように、皮革工場跡地であり、従前下水整備がなされておりません。その中で今回22ha整備する上で新たに雨水幹線の整備、污水管路の整備という形です。今回の23ページ図面としましては、今年度予定しております、管渠等を計画しておりますが、今後、中央北地区の整備に合わせた形で污水管整備等を今後する予定です。

この中に公共用地、公園、防災公園、医療施設、大型アミューズメント、それと市が土地を売ってマンション計画そういうものに対してこの地区 22ha にそういう風な施設を建てて、以前の皮革工場を新しい街に作り替えるという事業でございます。当然下水も布設しますし、上水も布設します。

(委員) 未接続世帯に関する質問ですが、ページでいうと 21 ページです。

残りの 2% ぐらいがなかなか悩ましくて進まないということですが、ここに書いているのは粘り強く訪問し啓発するという事です。粘り強く啓発するしか、手だてがないのでしょうか。例えば、下水道の整備が終わっている地区に関しては数年以内に接続する義務がありますが、それとの関係はどうなっていますか。

(事務局) 下水道法では 3 年以内に接続しなさいというのがあります。その絡みと致しまして、貸付金という制度がありまして、45 万円の無利子の貸付という制度を設けています。3 年以内に接続する場合は貸付金を利用できるわけですが、3 年を過ぎるとその貸付金制度の利用ができなくなるということでありまして、その点で供用開始以降 3 年以上経過している地域というのがほとんど未接続世帯という状況になっています。

例えば、浄化槽で設置されておりまして、我々本来は、下水道は直接放流するのを水洗化するという意味合いですが、浄化槽の方が費用を出して水洗化接続するというのが、中にはこのままでよいという考えの人もおられるということです。

(委員) そうすると、もう決定打になるような手立てがないということですね。

(事務局) そうです。ただ、浄化槽が老朽化して新たに購入するという場合はいい機会になるとは思いますが、何かの機会がないと下水本管に接続されることがないと思います。あとは、各々の経済的な分もあるとは思いますが。

(委員) 実態からすると、水洗化の促進というのが快適な暮らしの実現とちょっと違うのかなと思います。つまり、未整備の所を整備して行って、水洗化するというのは快適な生活だと思います。しかし、3 年以前に整備して、周りから水洗化を言われて、それでも嫌だと言っている人たちですね。その人は今がすでに快適と思っているでしょう。残っている 2% をどうにかしようというときに快適な暮らしというのはちょっとイメージが違うと思います。

(事務局) 近隣の方から、水洗化されてないので悪臭がするとかという苦情が結構あります。

(委員) 周りの方の住む快適さですね。

(部会長) 水洗化されていない場合、快適ということに関しては、臭い以外には何か問題がありますか。水質保全のところでご説明ございましたら。

(事務局) もう一つは、トイレにつきましては、水洗化されていない所は汲み取りにきます。あとは生活雑排水が水路に流れ込んで河川まで行ってしまふ。

(事務局) 下水というのがトイレ、お風呂、炊事場全部含んだ形で処理しますので、未水洗化のところは雑排水が一番影響大きいと。

(部会長) それはちょっと問題ですね。それには強制力はないのですか。ちょっとまずいような気がしますが。

(事務局) 我々としては、公共下水の整備という形で水洗化していただきたい。

(委員) コストを考えれば全額補助でもいいのではないかと。のこり 2%のことですから、問題はないと思いますが。

(事務局) 公共私設下水道補助が 75%で残りが 25%あります。この 25%の方も市の方で負担すれば進むのではないかというのは、議会の中でも昔からあるのですが、確かに進むところは若干あるかも知れないですけど、ほとんどが家主・地主との権利関係ですとか、なかなか難しい。

共同私設下水道と下水はいつているが水洗化していないといことは事情が違います。

(事務局) その関係が 24 ページからまとめております。

(部会長) 次の「施策方針 4 . 水洗化の促進の 水質保全」の所に入りましょう。事務局からのご説明をお願いします。

(事務局) 水洗化の促進ですが、資料に基づいてご説明させていただきます。

平成 25 年 3 月 31 日現在ですが、水洗化普及率は 98.67%となっております。算出根拠としましては水洗化人口に対する行政区内人口の割合となっております。次に未水洗の状況ですが、川西市内全体の未水洗は 904 戸で、うち污水管渠が整備され供用開始区域内の未水洗は平成 24 年度末で 565 戸となっております。

内訳としては、公共下水道関係によるものが 503 戸、公共私設下水道関係が 62 戸です。供用開始区域内の水洗化への障害として、水洗化に必要な地権者等の同意を得ることが困難であること、水洗化に要する資金の調達が困難であるなど経済的な理由が主な要因となっています。また、築年数が経過した建物については、水洗化への改造費用を投資することに所有者が躊躇している場合と、浄化槽による簡易水洗に不便を感じていないとの理由で未水洗のまま残っているケースがあると判断しており、このようなケースについて、啓発を行っても建物の更新時期まで水洗化は難しいものと考えております。

次に啓発の内容としまして、25 ページになりますが、平成 23 年度に上下水道が統合された際、供用開始区域内の未水洗 592 件から共同私設下水道・宅内個人ポンプ・供用開始 3 年以内の件数を除いた 370 件について個別訪問による啓発を行い、平成 23 年度に 8 件、平成 24 年度に 6 件の水洗化がなされました。さらに無届工事による無断使用の発見にも、個別訪問は有効な手段と考えています。

水洗化を促進させる制度として、川西市水洗便所等改造資金助成制度を設けています。貸付金につきましては、改造工事 1 件につき 45 万円。次に補助金ですが、污水ポンプを使用しなければ公共下水道に流すことができない人のために污水ポンプ補助、これが 100 万円以内です。それから、身体障害者が使用できるようにする補助、これが 1 件あたり 6 万円。公の生活扶助を受けておられる方が水洗便所に改造される場

合、全額補助という形になっております。公共私設下水道工事に関しましては、先ほど説明しました。

また、未水洗には 2 つの問題がありまして、一つは私道ですね。要するに下水道整備しようとするのに対して問題がある地域があります。道路の所有者がおられて、承諾が得ることができない。それに対して 75%負担しますという制度を持っていますが、なかなか土地所有者が頑として反対されると周りの人が入れたいと仰っても承諾取れないので入れられない。

もう一つ今課長の方から説明しました、汚水管整備はできているが、家に浄化槽が整備されていることで公共下水道に接続しない。改造資金が補助しますが、水洗トイレに変えるために 1 軒あたり 45 万程度必要なわけです。45 万を再度投資することに抵抗がある方がいます。その二つの事がなかなか進まないという、この 2%であったり、整備率の 85%であったりというのに大きく関係しております。

(部会長) 今のご説明に関してご質問・ご意見等ありますでしょうか。

(委員) なんにも言えませんという感じですが、他市でも似たようなことですか。

(事務局) そうです。

川西能勢口でまだバキュームカーが走っていますが、なかなか地権者との関係で話が進まない。

(委員) 建物の更新時期というか、住んでいる人もいなくなるということですよ。

(事務局) 民民の話が多いものですから、なかなか行政としても手出しがしにくい部分があります。それではいけないということで行政の方も側面的に関わっていくようなことをしなければいけないということで色々営業に回ったりはしているのですが。

川西の中部、小さな開発地ですけど、私道から川西の市道になる路線がここ一年か二年で動き出すということで、私道を市道にしますのがんばってテコ入れすれば若干の率は上がるだろうという事例があります。

(部会長) 21 ページの書き様ですが、特に下の水洗化促進のために粘り強く未接続世帯を訪問・啓発というのが水質保全のところと同じのが出てきてますので、意味をもう一度整理したらいいのかなと思います。

例えばですね、この「家屋の老朽化経済困難や..」以下を後ろに回すと 22 ページタイトルが中央北地区特定整備事業であっても繋がります。このあたりを整理したらいいのかなと思います。

(事務局) 75%補助を 100%にしようという議会からの意見を受けまして、色々アプローチをかけてもらっています。ただ、先ほど言いました様に、道路をお持ちの方とその道路を供用されてお住みになっている方が違うということです。土地所有者が自分の所に全然利害がないのになぜ下水を入れないといけないのかと。それともう一点は、開発業者が所有しているのが多い。解決策の方向性は行政側も見いだせていない。それから、上下水としても費用を投下しようという判断材料しかない、それだけでも解消できない、そこが問題かと思えます。

先ほど説明しました開発業者が持っている私道というのは、地元で市道化対策委員会を作って、この一、二年で市道化にしています。これは自治会が業者から権利を買い取る、地元の自治会が動いて市道化にし

たいというものです。以前も別の区域で自治会が開発業者から私道を買って、買った時には我々が下水道を整備という形で過去から進んでいるケースと、今回今から進んでいくケースというのがあります。

23 年度に上下水道統合した折に、給排水と新しい課を作った時に、この問題は民と行政ではなかなか接点がないので早々にパンフレットをもって、現地に行って顔くらい覚えてもらってそれが営業だという話をしており、少数ですけど現場に赴くようにしています。顔が知れたら、また来たのかと言われて、ちょっとでもコミュニケーション図れますのでどしどしと行っていただいて。多分にお年寄りの方が多いですから、このままでいいと言う方もいらっしゃいますが、快適な暮らしをしようと思ったらということで担当課長も努力しておりますので、先生方のご意見を頂いて各方面から進めていきたいと思っております。

(部会長) 他にご意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

(部会長) それでは以上今回の審議を終わります。

この部会の審議結果につきましては、7月25日木曜日午後6時から開催致します第2回経営審議会で報告することとなりますのでよろしくお願い致します。

また、第3回の部会の開催日時ですが、9月17日火曜日の午後2時から開催したいと思いますよろしくお願い致します。

(「はい」の声あり)

(部会長) それでは本日は以上で閉会致します。